

一般粉じん発生施設に係る設置・変更時の届出一覧

届出の事由	手続きの種類	提出期限	添付書類
一般粉じん発生施設を設置しようとするとき	一般粉じん発生施設設置届出書	工事開始の30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・案内図及び近隣状況図 ・一般粉じんの発生等に係る操業の系統の概要 (生産工程図やフローシートなど) ・工場等の平面図 (一般粉じん発生施設がわかるように明記する) ・一般粉じんの処理施設、飛散防止のための施設の配置図 ・一般粉じん発生施設のカタログ ・一般粉じんの飛散防止に関する資料
一般粉じん発生施設の構造を変更するとき	一般粉じん発生施設変更届出書	変更に係る工事開始の30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等の平面図 (変更する一般粉じん発生施設がわかるように明記する) ・一般粉じんの処理施設、飛散防止のための施設の配置図 ・変更する一般粉じん発生施設のカタログ ・変更する一般粉じんの飛散防止に関する資料
一般粉じん発生施設の使用及び管理の方法を変更するとき			
届出者の氏名又は名称及び住所、法人の代表者を変えたとき	氏名等変更届出書	変更の日から30日以内	
特定施設のすべてを譲り受けたとき	承継届出書	承継した日から30日以内	
相続、合併、分割により特定施設のすべてを承継したとき			
一般粉じん発生施設の使用を廃止したとき	一般粉じん発生施設使用全廃届出書	廃止した日から30日以内	

※提出部数は2部(正・副)です。